

建設局なにわ大放水路雨水ポンプ運転不能事象の原因究明及び再発防止に関する
有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 建設局で発生したなにわ大放水路雨水ポンプ運転不能事象に関して、外部有識者の意見を聴取し、原因究明及び再発防止に資することを目的として、建設局なにわ大放水路雨水ポンプ運転不能事象の原因究明及び再発防止に関する有識者会議(以下「会議」という。)を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) なにわ大放水路雨水ポンプ運転不能事象の原因究明に関する事
- (2) なにわ大放水路雨水ポンプ運転不能事象の再発防止に関する事
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要な事項

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから市長が委嘱する。

2 会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第4条 会議のメンバー等は、会議の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、本市が公表した情報についてはこの限りではない。

(座長)

第5条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合又は座長が欠けた場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第6条 会議の開催期間は、施行日から令和9年5月31日までとする。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第7条 座長が必要と認める場合は、会議をウェブ会議の方法(メンバーの全部又は一部がインターネットを通じて相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。)により開催できるものとする。この場合において、当該メンバーは、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって会議に出席したものとみなすものとする。

(事務局)

第 8 条 会議の事務局は、下水道部調整課事業改革担当が担う。

(施行の細則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、建設局長において定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。